

## Tax Indonesia / February 2015 / No.08

特定産業に対する2015年の関税の政府負担<sup>P1</sup> / 鉄鋼製品に対するセーフガード関税措置<sup>P3</sup> / マレーシア、タイからの糸製品輸入に対する反ダンピング関税<sup>P3</sup> / カルネ使用による便宜の拡大<sup>P4</sup> / AEO事業者ガイドラインのアップデート<sup>P5</sup> / 物品税課税対象物品の蔵置および移動にかかる規定のアップデート<sup>P6</sup>

# TaxFlash



## 特定産業に対する2015年の関税の政府負担

財務省は財務大臣規則 o.248/PMK.011/2014 (以下「PMK-248」)を公表し、特定産業に対する関税の政府負担(*Bea Masuk Ditanggung Pemerintah*、以下「BM DTP」)に係る政府の年度手続を取りまとめました。内容の多くは、過去の規則で公表された BM DTP に関する要件や手続を一本化してまとめたものです。BM DTP 便宜を享受できる適格産業の要件や、輸入物品および輸入原材料に課される制限事項、報告手続といった一般規定については PwC の [TaxFlash No.03/2014](#) をご覧下さい。

PMK-248 で規定された新しい要点または変更点は下記の通りです。

- ・ 関税総局への BM DTP 申請提出時に、企業は電子在庫システムの使用に関する地方関税局長からの声明書、および産業部門の担当ファシリテーター承認済の輸入計画書を提出する必要がある。
- ・ 関税総局が BM DTP 申請又は修正申請を処理する期間は 10 営業日になりました (以前は 14 営業日)。
- ・ ファシリテーターと関税総局が BM DTP 達成状況について直近四半期報告書の財務省への提出が翌年の 1 月となりました (以前は当年の 12 月)。
- ・ BMDTP の悪用に対する制裁措置は担当ファシリテーターが決定することになりました (これまで制裁措置は全産業で共通であり、関税に毎月 2% の利息を課した額であった)。

PMK-248 は、財務省が BM DTP の享受可能な産業および各産業の補助金制限額、物品の仕様のリストを規定するための規則を毎年公表する際の基盤となります (これまで産業別に、別個の財務省規則が制定されていました)。

2015年度については、財務省は2014年12月24日付で財務大臣規則No.249/PMK.011/2014(PMK-249)を公表し、下記の産業における物品および原材料の関税は、2015年1月1日から12月31日までの期間、政府が負担することが示されました。

No.	予算使用者の代理人/ KPA	産業	補助金制限額(百万ルピア)	物品の種類数
1	製造業の統括局 – 産業省	プラスチック包装、プラスチックシート、二軸延伸ポリプロピレンフィルム、キャストポリプロピレンフィルム、プラスチック袋、プラスチックパレット、プラスチックボトル、プラスチック缶、プラスチック防水シート、ジオテキスタイル、プラスチック製家電製品や家具	209,000	6
		カーペット、タペストリー、祈祷用敷物、シートカバー、人工PV/PVC	75,000	14
		アルキド樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アミノ樹脂、樹脂エマルジョン、顔料、フタル酸、アクリル/合成ラテックス溶液、合成樹脂ディスパージョン、可塑剤、ホルムアルデヒドおよびホルムアルデヒド樹脂	6,600	7
		ボールペンやクレヨンケーシング	1,000	3
		かしょう石油コークス	20,830	1
2	ハイテク産業の統括局– 産業省	自動車部品	109,400	41
		大型設備の特定部品や据付	9,981	53
		医療施設消耗品	2,311	4
		発電所の電気タービン	4,122	23
		農業用設備および機械	3,085	12
		電子製品、部品	16,400	9
		光ファイバーケーブル	5,200	6
		プラスチックカード、セキュリティカード、電子カード、携帯電話カード形態のスマートカード	9,800	6
		電気通信機器	3,500	7
		造船または船舶修理	39,000	177
3	農産業の統括局 – 産業省	自転車	40,000	15
		家畜飼料	10,000	9
4	食品医薬品管理局/ BPOM	輸液パッケージング	14,173.97	2

2015年1月22日に関税総局は、関税総局規則 No.PER-01/ BC/2015(PER-01)を公表し、上に挙げた18の産業部門のBM DTPに関する詳細手続を規定しました。それらの手続は、全産業共通であり、上述のように新たな要点や変更が追加されてはいるものの、前年の手続と類似しています。

PER-01には、BM DTPの申請書、輸入計画書、電子在庫システムの使用についての声明書、BM DTP証印、輸入達成状況報告書の標準書式が添付されています。

## 鉄鋼製品に対するセーフガード関税措置

国内の鉄鋼産業、特にHSコード7228.70.10.00及び7228.70.90.00のI型もしくはH形鋼の鉄骨製造業の保護を目的とし、財務省は財務大臣規則No.12/PMK.010/2015( PMK-12)を公表しました。これはセーフガード関税(*Bea Masuk Tindakan Pengamanan*)によりこれらの製品の輸入を制限することを目的とするものです。この輸入制限措置は、PMK-12に記載されている国を除く全ての国を生産地とする製品(原産地証明書が必要)に適用されます。

PMK-12は2015年1月21日付となっており、当該日から3年間有効です。当該セーフガード関税率は年度ごとに変更され、2015年1月21日から2018年1月20日の期間に、輸入価格の26%から18%の範囲で課税されることになります。

セーフガード関税は、一般的な関税率(最恵国)またはインドネシアとの貿易協定を締結している国の優遇関税率(契約条項に基づき決定)に付加して課税されます。

## マレーシア、タイからの糸製品輸入に対する反ダンピング関税

2015年1月21日に財務省は2つの規則を公表し、マレーシアおよびタイから輸入される、HSコード5402.46.00.00および5402.47.00.00の非小売用合成フィラメント糸(ミシン糸は除く)のうち特定の仕様のものに対し、反ダンピング関税(*Bea Masuk Anti-Dumping*)を課すことを規定しました。

下記の表では、生産国、製造者/輸出者、各輸入物品に課される反ダンピング関税率をまとめています。

No.	財務省 規則 No.	物品の種類	生産国	製造者/輸出者	反ダンピング関税 (%)
1	13/PMK.010/2015 (PMK-13)	紡糸延伸糸(SDY)	マレーシア	Recron (Malaysia) Sdn. Bhd.	7.5
				その他	7.5
2	14/PMK.010/2015 (PMK-14)	部分延伸糸(POY)	マレーシア	Recron (Malaysia) Sdn. Bhd.	9.3
				その他	9.3
			タイ	Thai Polyester Co., Ltd	0
				その他	13.3

セーフガード関税と同様、反ダンピング関税は一般的な関税率(最恵国)またはインドネシアとの貿易協定を締結している国の優遇関税率に付加して課税されます。PMK-13及びPMK-14は公表日から5年間有効です。

## カルネ使用による便宜の拡大

カルネとは、一般的には「物品のパスポート」として知られており、種々の物品の一時的な輸出に際して税関申告書として受け入れられている国際的な通関書類です。カルネを使用した場合、輸入禁止品または輸入制限品の申請無しに、関税や課税を課されることなく通関することが可能となります。

カルネを使用する場合、物品（輸送手段も含め）は一定期間内に再輸出することが意図されている必要があり、通常の損耗を除き、いかなる変更をも加えてはならないことになっています。

この標準化された手段は、関税協力理事会が1990年に制定された一時輸入に関する協定により導入されたもので、インドネシアを含む世界関税機構加盟国ほとんどが受け入れています。インドネシアでは1995年に開催された国際自動車レースに参加する自動車の一時輸入および再輸出のために利用されて以降、カルネを受け入れてきました。

2014年9月3日に公表された大統領令No.89/2014は、当該協定に対するインドネシアのコミットメントを承認し、協定の幾つかの条項に対する制限や声明を加えており、カルネの利用目的範囲をさらに拡大しました。

これを受け、2014年12月17日に財務省はカルネについて財務大臣規則No.228/PMK.04/2014 (PMK-228)を公表しました。PMK-228は公表日から60日後の2015年2月15日以降に発効します。

PMK-228は、カルネを利用した一時輸出/輸入について、上記の一時輸入に関する協定に規定されている基本方針に沿って、下記の場合に一時輸入が許可されることを規定しています。

- a. 展示会、見本市、会議や同様のイベントでの展示や使用を目的とした物品
- b. プロフェッショナル用機器
- c. 教育的、科学的または文化的な目的の物品
- d. スポーツ目的で持ち込まれる旅行者の個人的な私物や物品
- e. 人道的目的を有する物品
- f. 輸送手段（実際は陸上輸送）

カルネを利用した一時的な輸出の基本条件については、輸出先国の規則に従う必要があります。

カルネを使用するためには、輸出入物品の携行者（カルネ名義人）は National Issuing and Guaranteeing Association (*Lembaga Penerbit dan Penjamin Carnet Nasional*、以下「NIGA」)からカルネを取得する必要があります。

カルネは12ヶ月間有効で、輸送手段に対するカルネについては最大12ヶ月の延長が可能です。カルネ発行時点から、カルネ名義人に付帯する全ての通関義務が果たされる時点まで、保証は効力を発揮します。

カルネの書類記載事項と物品検査内容が合致しない場合、通常の通関要求が適用される可能性もあります。

カルネの期限内に物品を再輸出/再輸入できなかった場合、NIGAは関税と税金（加えて行政処分）を要求します。それが支払われない場合、次回のカルネを使用した通関手続きは行えません。

カルネの関連情報の更新や修正、一時輸出品/輸入品の通関、再輸入/再輸出の詳細手続については、今後の関税総局規則により規定される予定です。

## AEO事業者ガイドラインのアップデート

2014年12月17日に財務省は財務大臣規則No.227/PMK.04/2014 (PMK-227)を公表し、AEO事業者について、従前の財務大臣規則No.219/PMK.04/2010 (PMK-219)よりも詳細な規定を提供しています。今回のアップデートにより、通関におけるモニタリングが強化され、有効な通関実施が保証されること、また事業者のAEO参加が促進されることが期待されています。

## AEO 事業者の通関上の特典

PMK-227 により AEO 事業者が利用可能な通関上の特典リストが下記の通り拡張または修正されました。

- a. 書類審査および/または物理的検査の最小限化されるようになります(従前はこのプロセスは AEO 事業者には不適用)
- b. 通関手続きの簡素化を優先的に受けられるようになります
- c. 貿易の混乱や危険レベルの上昇が発生した場合の特別サービスが受けられるようになります
- d. 事前通知入手が容易になります
- e. 通関活動の全てが保証される企業保証が利用可能になります
- f. 通関義務の分割決済が容易になります
- g. 関税地域に入りする輸送業者の施設経由なしに物品を直接積荷または荷卸することが容易になります(以前は通過時間が短縮されるのみ)
- h. 関税総局の新しいプログラムに優先的に招待を受けられるようになります
- i. クライアント・マネージャーによる特別サービスを受けられるようになります
- j. 税関事務所の営業時間外に通関が可能となります

一方、PMK-227 により、AEO 事業者が他の AEO 事業者の活動情報を入手できるという特権は取り消されました。

AEO 事業者はまた、相互承認協定またはインドネシアが加盟している他の国際的関税協定の下で、他国の提供する通関上の特典を享受することも可能です。

## AEO 事業者に申請可能な事業者

PMK-227 により AEO 事業者申請が可能な事業者のタイプが3つ追加され、全てのタイプは以下の通りとなりました。

- a. 輸入業者
- b. 輸出業者
- c. 税関サービス仲介者(*Pengusaha Pengurusan Jasa Kepabeanan/PPJK*);
- d. 輸送業者
- e. 一時蔵置場請負業者
- f. 保税蔵置場
- g. グローバル・サプライチェーンにおけるその他の製品輸送関係者、乙仲業者、郵便サービスプロバイダー

## AEO 事業者の適格要件

事業者は AEO 事業者の申請に際して下記の要件を満たす必要があります(PMK-219 から引用)。

- a. 税関規則の遵守
- b. 財務能力
- c. 以下の体制を有していること
  - ✓ 貿易データ管理
  - ✓ コンサルティング、協力、コミュニケーション
  - ✓ 教育、トレーニング、監督
  - ✓ 情報交換、情報アクセス、機密保持
  - ✓ カーゴの安全管理
  - ✓ 商品配達の安全管理
  - ✓ ロケーションの安全管理
  - ✓ 従業員の安全管理
  - ✓ ビジネスパートナーの安全管理
  - ✓ 危機管理及び事故からの復旧
  - ✓ 上記体制のプランニング、モニタリング、分析及び向上

事業者を AEO 事業者に認定する決定と証明書は関税総局により発行されます。AEO 事業者ステータスは 5 年間有効であり、5 年ごとに更新可能です。

認定プロセス、通関上の特典の申請、取消プロセスについての詳細手続は今後、関税総局規則によりさらに規定される予定です。

PMK-227 により PMK-219 は廃止され、PMK-227 は公表から 60 日後の 2015 年 2 月 15 日以降に有効となります。それまでに提出された申請は PMK-227 に基づき処理されます。

## 物品税課税対象物品の蔵置および移動にかかる規定のアップデート

2014 年 12 月 17 日に財務省は、物品税課税対象物品の蔵置、出入、輸送に関して、財務大臣規則 No.226/PMK.04/2014 (PMK-226)を公表しました。PMK-226 は公表から 60 日後の 2015 年 2 月 15 日以降に有効となり、従前の財務大臣規則 No.235/PMK.04/2009 (PMK-235)は廃止されます。

物品税が未納付の物品税課税対象物品のうち、小売販売用に包装されている物品、量産品、非小売用に包装されている物品の輸送に際しては、工場、保管場所、一時蔵置場、保税蔵置場、関税地域内の他の場所との間の輸送中においても、物品税書類を備えている必要があります。PMK-226 は下記の通り、輸送中に物品税書類を備えておくことが必要な物品税課税対象品を複数追加しています。

- 國際的組織の外国人のために、インドネシア内工場または保管場所から輸送される物品税免除の物品
- 科学的リサーチや開発用途、開発目的で、関税地域または一時蔵置場から輸送される物品税免除の物品
- 互恵原則に基づきインドネシアに任命された公職者に同行する外国代表者や上記に類似する外国人のための、免税品店の物品税免除の物品

PMK-226 ではアルコールやタバコ製品の消費に対し、下記の通り、一層厳しい規定を行っています。

- 税関職員は、年間の制限量なしに、工場からのまたは工場へのアルコール飲料(全てのレベルのアルコール度数が対象)の出入りを直接監督できる
- 物品税免除で輸入されたアルコール飲料およびタバコ製品を、輸送業者または飲料ケータリング会社の要請によって関税地域または一時蔵置場から輸送する際には、物品税書類を備えている必要がある
- 販売代理店から一般市場に 6 リットル以上のアルコール飲料(物品税は納付済)を輸送する場合は、アルコール度数に係わらず、販売代理店を管轄する税関局長に報告する物品税書類を備えている必要があります

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、お気軽に PwC の貴社担当者までご連絡ください。

## Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojava**  
antonius.sanyojava@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Michelle Mianova**  
michelle.mianova@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Paul Raman**  
paul.raman@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadja**  
yuliana.kurniadja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.